

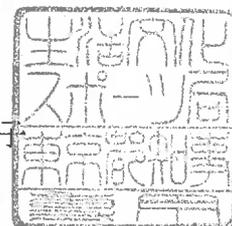


6 生私行第 4 7 2 1 号
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号）第 8 条第 1 項（同法第 6 4 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 1 7 日

東京都知事 小池 百合子



記

- 1 母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更認可について（文京区）
- 2 大泉学園幼稚園の設置者変更認可について（練馬区）
- 3 葛飾若草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（葛飾区）
- 4 成増すみれ幼稚園の廃止認可について（板橋区）
- 5 檜の実幼稚園の廃止認可について（武蔵野市）
- 6 矢の口幼稚園の廃止認可について（稲城市）
- 7 多摩川幼稚園の廃止認可について（あきる野市）

令和 7 年 3 月 1 7 日

令和 6 年度第 1 1 回東京都私立学校審議会（第 8 4 6 回）議案

【専修各種学校関係】

[今回諮問]

学則変更

議案第 1 号 母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更認可について
(文京区)

【幼稚園関係】

[今回諮問]

設置者変更

議案第 2 号 大泉学園幼稚園の設置者変更認可について (練馬区)

園則変更

議案第 3 号 葛飾若草幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について (葛飾区)

学校廃止

議案第 4 号 成増すみれ幼稚園の廃止認可について (幼保連携型認定こども園移行) (板橋区)

議案第 5 号 檜の実幼稚園の廃止認可について (幼保連携型認定こども園移行) (武蔵野市)

議案第 6 号 矢の口幼稚園の廃止認可について (幼保連携型認定こども園移行) (稲城市)

議案第 7 号 多摩川幼稚園の廃止認可について (幼保連携型認定こども園移行) (あきる野市)

議案第1号

母子保健研修センター助産師学校の収容定員に係る学則変更要項

1	学校の名称	母子保健研修センター助産師学校（各種学校）									
2	位 置	文京区音羽一丁目19番地18号		電話 03（5981）3027							
3	変更の時期	令和7年4月1日（予定）									
4	変更の理由	実習施設の確保が困難なため、定時制の廃止及び全日制を減員する。									
5	設置者名	公益財団法人東京都助産師会館（文京区音羽一丁目19番地18号）理事長 岡本 喜代子									
6	校長名	村山 輝子									
7	経費の見積り及び維持方法	授業料、入学金、施設設備費、その他の収入をもって維持運営する。									
8	学科別修業年限及び生徒定員	変 更 前			変 更 後						
		昼夜	コース名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜	コース名	修業年限	入学定員	総定員
		昼	全日制	1年	30名	30名	昼	全日制	1年	25名	25名
		昼	定時制	2年	20名	40名	合 計			25名	25名
		合 計			70名	70名					
9	校 地	変 更 前			変 更 後						
		総面積	662.67 m ²		同 左						
		(内訳) 校舎敷地	461.44 m ²								
		その他	201.23 m ²								
10	校 舎	変 更 前			変 更 後						
		総面積	1,040.87 m ²		総面積	989.72 m ²					
		(構造) 鉄筋コンクリート造6階建のうち、3階から5階部分			(構造) 鉄筋コンクリート造6階建のうち、3階から5階部分						
		(内訳) 教室・ゼミナール室	5室	199.75 m ²	(内訳) 教室・ゼミナール室	5室	199.75 m ²				
		実習室・訪問看護室	4室	119.77 m ²	実習室・訪問看護室	3室	110.97 m ²				
		図書室	1室	40.84 m ²	図書室	1室	40.84 m ²				
		保健室	1室	4.04 m ²	保健室	1室	4.04 m ²				
		教務室	2室	64.22 m ²	教務室	1室	30.92 m ²				
		事務室	1室	10.38 m ²	事務室	1室	10.38 m ²				
		便 所	5箇所	31.51 m ²	便 所	5箇所	31.51 m ²				
				(大11箇所・小1箇所)			(大11箇所・小1箇所)				
		その他	570.36 m ²		その他	561.31 m ²					
11	教職員組織	変 更 前			変 更 後						
		校長（専任）	1名		校長（専任）	1名					
		教員（専任）	6名		教員（専任）	4名					
		事務職員（専任）	3名		事務職員（専任）	2名					
		学校医（兼任）	1名		学校医（兼任）	1名					
教員基準 3名		カウンセラー（兼任）	1名	合計 12名	カウンセラー（兼任）	1名	合計 9名				
備 考	1	各種学校設置認可年月日		昭和53年5月12日							

議案第2号

大泉学園幼稚園設置者変更要項

1 学校の目的	この幼稚園は、学校教育法第22条及び23条に従って幼児を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長する事を目的とする。																
2 学校の名称	大泉学園幼稚園																
3 位 置	練馬区大泉学園町四丁目5番10号																
4 変更の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)																
5 変更の理由	旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、幼稚園の存続を図るため。																
6 設置者名	(新) <u>加藤 理実子</u>																
	(旧) <u>加藤 隆</u>																
7 園 長 名	加藤 理実子																
8 経費の見積り及び維持方法	施設型給付費、特定負担額及び補助金等により維持経営する。ただし、不足を生じた場合は、設置者においてこれを負担する。																
9 備 考	(1) 園 地 総面積	2,222.61 m ²															
	(2) 園 舎 総面積	815.68 m ² (構造 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建、木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建)															
	(3) 運 動 場	面積 1,031.57 m ²															
	(4) 収容定員及び学級編制等	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>学級数</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>3</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>		区分	学級数	定員数	3歳児	3	70	4歳児	2	70	5歳児	2	70	計	7
区分	学級数	定員数															
3歳児	3	70															
4歳児	2	70															
5歳児	2	70															
計	7	210															
	(定員)	210名															
	(学級数)	7学級															
	(保育年限)	1年、2年及び3年															
基 準	(5) 教職員組織	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>園 長 (専任) 1名</td> <td>副 園 長 (専任) 1名</td> <td>教 諭 (専任) 7名</td> </tr> <tr> <td>教 諭 (兼任) 5名</td> <td>事務職員 (専任) 1名</td> <td>その他職員 (専任) 1名</td> </tr> <tr> <td>その他職員 (兼任) 2名</td> <td>園 医 (兼任) 1名</td> <td>園歯科医 (兼任) 1名</td> </tr> <tr> <td>園薬剤師 (兼任) 1名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		園 長 (専任) 1名	副 園 長 (専任) 1名	教 諭 (専任) 7名	教 諭 (兼任) 5名	事務職員 (専任) 1名	その他職員 (専任) 1名	その他職員 (兼任) 2名	園 医 (兼任) 1名	園歯科医 (兼任) 1名	園薬剤師 (兼任) 1名				
	園 長 (専任) 1名	副 園 長 (専任) 1名	教 諭 (専任) 7名														
教 諭 (兼任) 5名	事務職員 (専任) 1名	その他職員 (専任) 1名															
その他職員 (兼任) 2名	園 医 (兼任) 1名	園歯科医 (兼任) 1名															
園薬剤師 (兼任) 1名																	
	(6) 設置認可年月日	昭和42年8月24日															
		合計21名															

議案第3号

葛飾若草幼稚園の収容定員に係る園則変更要項

1 学校の名称	葛飾若草幼稚園																																					
2 位 置	葛飾区細田五丁目4番11号																																					
3 変更の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)																																					
4 変更の理由	実員に合わせて収容定員を変更する。																																					
5 設置者名	学校法人 清田学園 (葛飾区細田五丁目4番11号) 理事長 大西 恭代																																					
6 園 長 名	清田 宏美																																					
7 収容定員及び学級編制等	[変更後] (定員) 175名 (学級数) 8学級 (保育年限) 1年、2年 3年及び 4年未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員数</th> <th>学級数</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳児</td> <td>1</td> <td>25</td> <td>1</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>4</td> <td>100</td> <td>2</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>4</td> <td>105</td> <td>2</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>4</td> <td>105</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13</td> <td>335</td> <td>8</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員数	学級数	定員数	満3歳児	1	25	1	15	3歳児	4	100	2	40	4歳児	4	105	2	60	5歳児	4	105	3	60	計	13	335	8	175		
区 分	変 更 前			変 更 後																																		
	学級数	定員数	学級数	定員数																																		
満3歳児	1	25	1	15																																		
3歳児	4	100	2	40																																		
4歳児	4	105	2	60																																		
5歳児	4	105	3	60																																		
計	13	335	8	175																																		
8 園 地	変 更 前 総 面 積 1,633.78㎡ (内訳) 園舎敷地 722.64㎡ 運 動 場 560.30㎡ そ の 他 350.84㎡	変 更 後 同左	基 準 運動場 560㎡																																			
9 園 舎	変 更 前 総 面 積 1,628.51㎡ (内訳) 保育室 12室 484.57㎡ 遊戯室 (保育室1室兼) 100.16㎡ 職員室 (保健室兼) 85.91㎡ 便 所 49.81㎡ その他 908.06㎡	変 更 後 同左	基 準 総面積 620㎡																																			
10 教職員組織	変 更 前 園 長 (専任) 1名 副 園 長 (専任) 1名 教 諭 (専任) 12名 教 諭 (兼任) 2名 事 務 職 員 (専任) 2名 その他職員 (専任) 5名 その他職員 (兼任) 9名 園 医 (兼任) 1名 園 歯 科 医 (兼任) 1名 園 薬 剤 師 (兼任) 1名 合 計 35名	変 更 後 同左	基 準 教諭数 8名																																			
11 備 考	設置認可年月日 昭和40年12月7日																																					

議案第4号

成増すみれ幼稚園廃止要項（幼保連携型認定こども園移行）

1	学校の名称	成増すみれ幼稚園
2	位置	板橋区成増一丁目35番1号
3	廃止の時期	令和7年4月1日（予定）
4	廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5	設置者名	学校法人 成増すみれ学園（板橋区成増一丁目35番1号）理事長 小田原 克行
6	園長名	持橋 信子
7	園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育を実施する。
8	教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職する。
9	指導要録等の引継方法	認可予定の幼保連携型認定こども園に引き継ぎ、保管する。
10	資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11	備考	<p>(1) 園地 総面積 965.63㎡</p> <p>(2) 園舎 総面積 566.06㎡</p> <p>(3) 収容定員 120名</p> <p>(4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和46年3月31日</p> <p>(5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日</p> <p>園名：「幼保連携型認定こども園 成増すみれ幼稚園」（仮称）</p> <p>認可年月日（予定）：令和7年4月1日</p>

議案第5号

檜の実幼稚園廃止要項（幼保連携型認定こども園移行）

1	学校の名称	檜の実幼稚園
2	位置	武蔵野市吉祥寺東町四丁目7番2号
3	廃止の時期	令和7年4月1日（予定）
4	廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5	設置者名	檜葉 和英
6	園長名	檜葉 和英
7	園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育を実施する。
8	教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職する。
9	指導要録等の引継方法	武蔵野市に引き継ぎ、保管する。
10	資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11	備考	<p>(1) 園地 総面積 803.14㎡</p> <p>(2) 園舎 総面積 574.43㎡</p> <p>(3) 収容定員 105名</p> <p>(4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和16年2月12日</p> <p>(5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日</p> <p>園名：「幼保連携型認定こども園 檜の実幼稚園」</p> <p>認可年月日（予定）：令和7年4月1日</p>

議案第6号

矢の口幼稚園廃止要項（幼保連携型認定こども園移行）

1 学校の名称	矢の口幼稚園
2 位置	稲城市矢野口1753番地
3 廃止の時期	令和7年4月1日（予定）
4 廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5 設置者名	学校法人 子どもの森（稲城市矢野口1753番地）理事長 角田 享
6 園長名	角田 洋
7 園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する。
8 教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍又は退職する。
9 指導要録等の引継方法	認可予定の幼保連携型認定こども園に引き継ぎ、保管する。
10 資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11 備考	(1) 園地 総面積 4,504.92㎡ (2) 園舎 総面積 2,614.66㎡ (3) 収容定員 400名 (4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和37年4月13日 (5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日 園名：「幼保連携型認定こども園 矢の口幼稚園」 認可年月日（予定）：令和7年4月1日

議案第7号

多摩川幼稚園廃止要項（幼保連携型認定こども園移行）

1	学校の名称	多摩川幼稚園
2	位置	あきる野市雨間430番地
3	廃止の時期	令和7年4月1日（予定）
4	廃止の理由	就学前の子どもに関する教育、保育等総合的提供の推進に関する法律第17条に基づき「幼保連携型認定こども園」として認可を受ける予定であることから、学校教育法に基づく幼稚園の廃止認可手続きを行うものである。
5	設置者名	学校法人 多摩川学園（あきる野市雨間430番地）理事長 濱川 喜亘
6	園長名	濱川 喜亘
7	園児の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園において、引き続き、教育・保育を実施する。
8	教職員の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園に転籍する。
9	指導要録等の引継方法	認可予定の幼保連携型認定こども園に引き継ぎ、保管する。
10	資産の処置	認可予定の幼保連携型認定こども園の施設として、教育・保育のため引き続き使用する。
11	備考	<p>(1) 園地 総面積 17,718.86㎡</p> <p>(2) 園舎 総面積 2,858.44㎡</p> <p>(3) 収容定員 360名</p> <p>(4) 私立幼稚園設置認可年月日 昭和41年12月22日</p> <p>(5) 新たに設置する幼保連携型認定こども園名及び認可年月日</p> <p>園名：「幼保連携型認定こども園 多摩川幼稚園」</p> <p>認可年月日（予定）：令和7年4月1日</p>